

砂 川 市 規 則 第 3 1 号
令和 7 年 1 0 月 1 日

砂川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

砂川市職員通勤手当支給規則（昭和33年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条の4第2項中「第3条」を「第2条」に改め、「育児休業をし」の次に「、同法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。